

電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について（案）への意見

[住所]	〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16 馬喰町第一ビル 9F
[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) グリーン購入ネットワーク (GPN) 事務局 深津学治
[職業]	団体職員
[電話番号]	03-5642-2030
[FAX番号]	03-5642-2077
[電子メールアドレス]	gpn@gpn.jp
[意見内容]	<p>・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）</p> <p>3. 調整後二酸化炭素排出量の調整方法</p> <p>・ 意見内容</p> <p>「自ら排出量調整無効化等した国内及び海外認証排出削減量」と「自らの代わりに他者が排出量調整無効化等した国内及び海外認証排出削減量」を認めているが、「<u>グリーンエネルギー証書を活用した場合の排出削減量</u>」も加えるべきである。</p> <p>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）</p> <p>グリーンエネルギー証書の認定制度（参考①）ならびにグリーンエネルギー証書を使った CO₂ 排出削減の認証制度（参考②）は既に存在し運用されている。<u>グリーンエネルギー証書を活用した電力は、環境価値がある電力であり、CO₂ 排出削減に使うことも認められている。</u></p> <p>現在は、電力小売り事業者がグリーンエネルギー証書を活用して、自社の販売する電力の電源構成中の再生可能エネルギーの割合を高めたり、CO₂ 排出係数を削減することは認められていないが、これを是正すべきである（CO₂ 排出係数の削減については、「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」にて検討中と理解している）。電力小売り事業者がグリーンエネルギー証書を活用して、<u>あらかじめ CO₂ 排出量を削減した電力として販売できる</u>ことを早急に資源エネルギー庁として決定し、「電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」の文書に明記すべきである。</p> <p>(参考①) 環境省 グリーン電力証書活用ガイド： http://www.env.go.jp/earth/ondanka/greenenergy/index.html</p> <p>(参考②) 資源エネルギー庁 グリーンエネルギーCO₂ 削減相当量認証制度： http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/green_energy/green_energy_co2.html</p>